

平成29年11月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年12月8日（金）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

元木委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時09分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成30年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料①）
- 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定（案）の概要について（資料②③）

楠本危機管理部長

2点、御報告申し上げます。

1点目は、平成30年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてであります。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

防災関係につきましては、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などあらゆる大規模自然災害に対し、死者ゼロの実現と速やかな復旧・復興を目指し二つの柱で施策を推進してまいります。

一つ目の柱、資料の左側、あらゆる危機事象を迎え撃つ「災害対応力」の確保についてであります。

まず、災害即応体制の整備として、県職員の災害対応力の強化や新消防防災ヘリコプターの運用強化を図ってまいります。

次に、広域応援・受援体制の強化として、新防災拠点である西部防災館を活用した防災啓発活動などに取り組んでまいります。

先進防災の推進では、地域における津波避難の課題の抽出や住民の率先避難に対する意識の高揚を図るための津波避難対策の検証に取り組んでまいります。

また、戦略的災害医療プロジェクトの推進として、アクションプランに基づくトイレ対策などを充実してまいります。

次に二つ目の柱、資料の左から二つ目、持続可能な地域と速やかな復興を実現する「地域防災力」の充実についてであります。

まず、防災人材の育成・確保として、女性・若手消防団員の加入促進などに取り組んでまいります。

また、未来に繋ぐ「命の水」の確保として、強靱な水道施設の具現化に向けた水道ビジョンの策定を行うとともに、大規模災害からの創造的な復旧・復興では、地域継続推進協議会による関係機関との連携強化を図ってまいります。

これらにより、県土強靱化を推進してまいります。

続きまして、消費者施策につきましては、新次元の消費者行政・消費者教育の展開、食の安全・安心の定着などに対応するため、二つの柱で施策を推進してまいります。

一つ目の柱、資料の左から三つ目「消費者行政・消費者教育」徳島モデルの充実と成果の全国発信についてであります。

まず、徳島モデルの充実と成果の発信として、徳島モデルの本格的な全国発信や連携事業による関西、中国四国でのネットワーク強化を図ってまいります。

次に、エシカル消費・消費者教育の新展開として、エシカルタウン徳島の実現などに取り組むとともに、新機軸の消費者行政の県民への浸透では、県消費者情報センターの相談力の強化や見守りネットワークの整備などを進めてまいります。

次に二つ目の柱、資料の右側、東京オリ・パラに向けた安全・安心の確保についてであります。

まず、安全・安心な食材供給体制の整備として、農林水産部と連携したGAP+HACCP認証制度の構築や野生鳥獣の適正管理強化とジビエ利用の拡大などに取り組んでまいります。

次に、外国人旅行者も安全・安心が実感できる環境づくりでは、生活衛生事業者の外国人受入体制の充実や交通事故削減に向けた県民への意識啓発などを推進してまいります。

これらにより、消費者庁等の全面移転や食の安全・安心の確立の実現に向け、取り組んでまいります。

続きまして、報告事項の2点目の「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定（案）の概要についてであります。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

この行動計画につきましては新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合、国、市町村及び関係機関と連携協力し、的確かつ迅速な対策の実施に万全を期すものでございます。

今回、政府行動計画の変更への対応や、新型インフルエンザ等対策における実施体制の更なる強化を図るため改定するものであります。

今後、今議会で御論議いただいた後に、改定、公表させていただく予定としております。

詳細につきましては資料2-1を御参照いただければと存じます。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

元木委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

古川委員

まず私のほうから何点かお尋ねをいたします。事前委員会のときにもお聞きをしまし

た、総務省の四国行政評価支局が四国4県の沿岸部の市をピックアップをして、南海トラフ巨大地震の避難者対策についての調査結果を発表して、徳島は二次避難所についてはかなり遅れているという新聞報道でございました。今、部長のほうからも基本方針の説明がありましたけど、来年度、住民の津波避難対策を検証してということでございますけれども、そういうことをするに当たっても避難所の確保ができてなかったら、これはやっぱり進んでいかない。基本的な部分だと思いますので、しっかりと押さえていってというのが大事だと思います。まずこの避難所の確保については、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画においてどのように位置付けられておりますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難所の確保につきましては、市町村と連携しまして確保していくというふうに「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に位置付けておりまして、その中で避難所の耐震化についても取り組むというふうに位置付けられているところでございます。

古川委員

私持っておりますので、もうちょっと具体的にどこそこと言っていただけたら見たいなと思います。

元木委員長

小休いたします。（11時16分）

元木委員長

再開いたします。（11時18分）

島田とくしまゼロ作戦課長

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の中で生活のQOLを重視した避災者支援対策といたしまして、避難所運営体制づくりの促進ということで拠点避難所となる県立学校の機能強化あるいは避難所の機能強化の促進ということで位置付けられております。そうした機能強化に向けて進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業のほうで、市町村が実施します機能強化について県のほうでは、しっかりと支援しているところでございます。

（「何ページ」と言う者あり）

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の63ページに生活の質を重視した避災者支援対策という項目がございまして、そこから65ページに記載しているところでございます。

そして、項目としては、それぞれあるんですが行動計画の中でも様々なところで避難者の生活支援ということで記載しているところでございます。

楠本危機管理部長

まず「とくしまー0作戦」地震対策行動計画におきまして、緊急的な津波対策の推進ということで24ページには、避難困難地域の解消というところがございます。これは避難場所の整備推進でありますとか、避難場所・避難路の整備等ということで、これらの「とく

しまゼロ作戦」緊急対策事業によりまして市町村が実施します避難路と避難場所の整備の支援とか、いろいろな部署によってそういった福祉避難場所等がこの計画の中で点在している部分もございます。答弁が遅れまして申し訳ございませんでした。

古川委員

これを押さえとくということは基本的なことかと思うので頼みます。

今課長のほうからはQOLを避難所の機能を高める部分は載っている、部長のほうからはそういう緊急避難とかの部分でいろいろなところに載っているという回答でしたけど、では避難所の確保をするということをストレートには書いてないということによろしいんですか。6ページに津波災害警戒区域における「避難促進施設」の指定の促進っていうのがありますが、これは関係ないということによろしいですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

この避難所の確保につきましては災害対策基本法の中で規定されているところでございまして、基本的には市町村で指定することとなっております。

古川委員

ということは県の「とくしまー0作戦」地震対策行動計画には目標としては掲げていないということによろしいですね。

島田とくしまゼロ作戦課長

こちらのほうにつきましては、津波避難計画の中でしっかりと位置付けることとなっております。県もそちらのほうを支援しているところでございます。

古川委員

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の中には入っていないということでもわかりました。ではこの避難促進施設というのはどういうものですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難促進施設につきましては、津波に対する避難者対策といたしまして命を守る対策として津波避難タワーでありますとか、命山の整備または津波避難ビルの選定とかを指しております。まずは津波が来たら避難していただくという施設になっております。

古川委員

市町村の避難所の確保については市町村がやる仕事なんで、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の中には目標としては入れてないということですけど、やはり県全体の市町村のそういうことを促進していかないといけない立場からして、やっぱり避難所の確保というのは、いの一番に入れとくべきではないかなと僕は思いますが、そのあたり別のところにうたってやっているんだということであれば、もう1回ちょっと検討もいただきたいなと思います。

それはそれとして今回この総務省の調査で、徳島県は徳島市、鳴門市、阿南市の3市がチョイスされて36%ぐらいというかなり低い数字が出てきて、一方、四国の他県、香川県や愛媛県とかは高かった。徳島県とは状況が違うのだろうとは思いますが、高知県は97%ぐらい指定ができていた。徳島県と比べてかなり差があったが、これの大きな理由というのは何でしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

四国行政評価支局の調査に基づく徳島県と高知県の差ということで御質問を頂いております。調査結果を見ますと、高知県や愛媛県などでは学校避難所を避難所として指定する際、体育館だけではなくて校舎についても指定しているところがございます。徳島県につきましては一概に言えないかもわかりませんが、昼間に被災した場合、児童生徒が授業を受けている場合もありますので教室については避難所のスペースとして指定することは、収容人数に換算することは避けておりまして、空き教室でありますとか家庭科室、音楽室又は体育館を中心に指定しているところでありまして、その差が出ているところがございます。これを見ても高知県なんかは約600人あたり施設に収容できることとなっております。その差が出ているのではないかと分析をしております。

古川委員

その部分も既に新聞にも指摘がありました。他県では学校の校舎も教室なんかも指定をしている。徳島県はしてない。そのあたりの差が出てるんじゃないかな。実際徳島県はそこはカウントしないんだってというのは、どういうことですか。ここには、もう入れないということで他の所で確保したいんだということですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

一次的に避難する避難場所というのがございます。そして、委員お話しの部分については二次的に非難する避難所のことだと思いますんで、避難場所と避難所の重複しているところが約130か所ありまして、津波から一時的に避難した場合、そのまま避難所に移る場合もありますので、そちらにつきましては各市町村のほうでそこを教室にするのかしないのかというのは、お任せしているところがございます。

そしてそれ以外の重複部分につきましては、こういった指摘がありましたということで、先月20日に会を開きまして、指定の促進ということで御説明をした際に各市町村で検討いただいているところがございます。

古川委員

今の回答はちょっと一歩引いてるかなという感がすごくしますけれど、市町村によってもいいし、しないとすればどうするんですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

答弁が重なりますけれども、急きょ20日に各市町村に指定の促進をさせていただきました。そして、12月1日現在で各市町村から指定避難所の掘り起こしの結果が上がってきて

おりまして、95施設の掘り起こしができたということで、全県的には101%の充足率ということで、その95施設につきましては直ちに指定の準備をするという報告を受けておりますので、こうした取組で避難者の収容を考えたいと考えております。

また、都市部につきましては浸水面積が広いということ、それと避難所となる施設数についてまだまだ掘り起こしができていないということもありますので、そういったこぼれた部分につきましては近隣の市町村との広域避難についても検討したいと考えておりまして、そのガイドラインを年度内に整備したいと考えております。

古川委員

よくわかりにくい説明ですけれども約90か所出てきたと。それで高知県並みの九十何%はカバーできるということではないんですね。

島田とくしまゼロ作戦課長

現在、報道にありました徳島市、鳴門市、阿南市につきまして36%ということで、高知県につきましては97%ということでございますけれども、今回見直しのあった部分で比較いたしますと全体で約6割、36%から6割になったということですが、これで我々のほうも十分とは考えておりませんので、指定また補助避難所という部分がこの掘り起こしの裏にありますので、そういった部分についても指定できないかというのを更に検討をいただくように要請をしているところでございます。

古川委員

あと4割ですね、それをどうしていくのか。100%を目指してということで会議を開いたわけですが、これからこのめどは立つんですか。

楠本危機管理部長

まずは、島田とくしまゼロ作戦課長が答弁した分で避難場所・避難路、これは「とくしまー0作戦」地震対策行動計画で位置付けております。まずは市町村が計画をつくること、一次避難につきましては避難困難地域の解消、これは津波到達時間で500メートル以内を避難できるということで、避難場所だけの指定ではなくそこへ至る避難路の整備も当然必要ですので、これを「とくしまー0作戦」地震対策行動計画で位置付けております。これは市町村に対して補助というかたちで支援をしております。これを訂正しておきます。きちんと位置付けておりまして、それは避難場所だけの確保ではなく全体的に避難計画をつくりなさいということでとけ込んでおります。

それと避難場所につきましては、高知県方式で学校や教室を指定すると一次避難であれば1人2平方メートルぐらいと数字的には上がりますが、その場所で二次避難として長期的に助ける、生活ができるのかというのがあってやはり徳島市なんかも体育館をまずやっておくと。当然そういった状況によっても教室も使うことがある。ただ、前提としましては長期の生活をするのにそのスペースではどうか、その食料をどうするか、そのフォローする人数、ケアをどうするかということで、徳島県としましては指定を進めるとともに避難してきた方の仮設住宅も早めにつくるということもやっていますけど、その間に快

適な避難場所に移すということで市町村間も超え、ときには県外も視野に入れたような、そういった津波から助かった方を関連死にならないように助けるためにQOLも考えた政策を進めておりまして、まずは委員のおっしゃるとおり数字的な部分は抑えるように、私も会議に出席しまして掘り起こしと連携をお願いしております。

やはり非常に難しいのが、数字は上がっても本当にケアできるのか、これが学校の先生だけでできるのかということ、避難してきた自主防災の方とかが自立的に運営できるかというのを総合的に対策しておりまして、目標としましては二次避難の数字も100%に向けて、当然県有施設なんかは特に協力するんですけど、ただ市町村に対して避難所運営をどう割り当てるのかどうしているのかという課題もあります。これ本当に一生懸命頑張らないと駄目だと思いますので、市町村に対して私も直接依頼をしてそういった確保ができるように共に考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

古川委員

明日起こるかもわからないわけですから、確かに2平方メートルで長期間というのは実質的には無理かもわかりませんが、とりあえず100%近くは確保しておいてそれから改善をしていくというスタンス、順序がいいかなと僕は思うんですね。調査をして徳島県は40%切ってる、いけるのかなみたいな県民に不安を与えるわけですよ。ですから長期間滞在が厳しいようなスペースは指定したくないというのはわからなくてもないですが、とりあえずは確保をしておいてそれから改善をしていくというような段階を踏んでやるのが良いのではないかなと思うのですがどうですか。

楠本危機管理部長

申し訳ございません。私そのように答弁したと理解しておりましたので、とりあえずは指定の確保をしろと、もう既に言ってますので……（「これから。この間ね。」と言う者あり）この間というか、従前からきちんとした計画をという事で私も直接、徳島市にも行ってまいりまして、議員からの御質問も受けましてそういったことも依頼しておりますので、まさしく委員のおっしゃったとおりの方向で進めていく予定でおりますので、よろしく御理解お願ひいたします。

古川委員

ですから、部長が動かされたのは調査結果が出た直後からということだと思っんですね、違いますか。もし調査結果が出る前からやってたんだしたら、こんな調査結果は出ませんよね。そういうところをもっと市町村に対してしっかりと早く前々から指導していくということが大事かなと思っております。

楠本危機管理部長

避難の問題は前々から市町村でやってまして、その課題というのが先ほど申し上げたように同一市町村内で二次避難所の全てを確保できないので、県としましては市町村間で広域避難というのを進めておりましたのでそういう数字的なものが出たんですけど、この数字を当然放置はしていません。ただ、先ほど申しましたようにそういった課題に時間がか

かっておりましたが、やはりまずは緊急的な所を指定しろということで、それは出た後と
いいですか、県民の方が安心するようにそういう指定をしろと。だから、そういった出る
まで放置していたというのではないですが、先ほど申しましたような課題の解決に向けて
進めていたのですが、もっと速度を上げてしっかりやるように、私のほうも市町村に対し
てお願いしたいと思います。

古川委員

これまでも口やかましく言っていたが、できてなかったということなんですね。やはり
結果が出てなかったということですから、しっかり結果を出していかないかんと
思いますので、このあたり口やかましく言っていただきたいなと思いますし、
言ったことをしっかりしてもらえるように努めていっていただきたい
と思います。

まだ6割ぐらいいいけそうだと、あと4割を広域でやるのか広域でどれくらい
できるのか、このあたりの見通しはどうですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

12月1日に数字が上がってきたところでごさいます、その数字を勘案しましてどう
いったマッチングができるかというのを、今後、各近隣の市町村とどういった避難先が
できるかというのを早急に検討いたしまして、年度内にガイドラインを作成したいと
考えております。

古川委員

今の時点での調査をして、とりあえず100%近くは確保してからQOLをより高めてい
けるように、さらに改善していくというかたちで、大体の人が避難できる所はあるんだと
少しでも早く示していただけたらと思います。

沿岸地域は避難の予定数が多いので、大体確保できてないのですが、美波町だけ3,100
人のところが1万1,900人という数字が徳島新聞に載っています。美波町は阿南市との
広域提携で確保ができていのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

阿南市と美波町の避難の協定につきましては、美波町の由岐湾内に町の避難所がないと
いうことで、古くから連携があって阿南市の福井南小学校の体育館に住民が避難するとい
う協定が進んだとお聞きをしております。福井南小学校の収容人数は166人でありまし
て、それがあからといって美波町の充足率が高いというわけではございません。従来か
ら美波町は避難所の指定を鋭意進めておりまして、その結果、充足率が高いということ
となっております。そして、徳島市とか都市部が低いというのは、やはり施設に応じて災害
対策基本法に基づく避難者を受け入れるかどうか、その後の運営がきちんとできるかとい
うのを勘案して指定しているところもありますので、そういった差が出ているのではない
かなと考えております。

古川委員

美波町は避難予定数の3倍ぐらいの収容人数を確保していますから、美波町も学校の教室なんかも指定しているのかなと思ったりもします。このあたりのこととか、逆に海陽町は3,800人の想定にまだ200人ぐらいしかできていない。これは美波町も海陽町もよく似た感じだろうと思うんですが美波町のようなかたちで、どんどん指定をするというのは難しいのかなと、このあたりどんなんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

美波町につきましてはそういった取組を進めているわけなんですけど、海陽町につきましても決して取組が進んでいないというわけではございません。先ほど部長がお話ししました、津波避難計画に基づいて鋭意やっているところでございます。そして海陽町につきましても補助的な避難所というのは十分確保しているところではございますけれども、そういった条件が整わないということで、まだ指定に至ってないというところがございます。先月の30日に海陽町のほうにお伺いしまして、課題の趣旨でありますとかそういったところで、今後どういった掘り起こしができるかというのを一緒に検討したところであります。町のほうも町民の安心を確保するために今後しっかりと指定するという返事を頂いておりますので、町と一緒にそういった確保に向けて、県のほうも県有施設の指定でありますとか仲介するかたちで支援したいと考えております。

古川委員

わかりにくくて言いにくいのかもわかりませんが、この数字は数字のトリックでいろいろありますけど、そんなに市町村間で取組は差がないということの答弁でよろしいですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

取組について、そんなに差はないと考えております。ただし、その指定する条件というのは、それぞれ市町村で検討しているところでございますので、これまで進まなかったところにつきましては県が背中を押すかたちで各市町村と一緒に避難所の指定について支援、お金の面でありますとかそういった面につきましても、しっかりと支援して指定が進むように取り組んでいきたいと考えております。

楠本危機管理部長

差というのは、被害の差がございます。やはり県南部、非常に早く高い津波が来ます。そして、徳島市内みたいに高いビルがないんです。5階建て以上の建物がどれぐらいあるとか、地域の差とか、それから津波の高さ、そういったものもございますので取組姿勢に市町村には差はないんです。徳島市も避難ビルは全国有数に指定しておりますが、やはり民間ビルでございますので、そこでの長期避難というのは、やはり管理者との関係で難しいとか、そういった市町村ごとによって災害の対応とか、もともとあるインフラとかそういったものが県南部は避難タワーとか防災公園とかハードの整備をしないとなかなか確保が難しいというようなどころといろいろな差はございますが、取組についての差というのは、みんな一生懸命やっておりますのでそういった面の差はございません。

古川委員

都市部と県南と違うというのはわかっております。一般的に数字で進んでいるところがあって、同じ県南地域の海陽町と美波町でかなり差が出ているという事であれば、数字の良いところを参考にしてやればいいというのが普通の発想なんですけれども、そういう意味で僕は言ったんです。海陽町も決して取組等が遅れてるわけじゃなくって、数字の出し方によって違うんだというような御返事だったので、これはもうそれでいいのかなと思います。先ほども言いましたけれども、まず100%近い人が避難できる所をとにかく一刻も早く確保するというかたちで進めていただきたいなということで、よろしくお願ひします。

あと1点だけお聞きします。この間、新聞報道なんですけど空き店舗とか事務所なんかを仮設住宅として活用できる制度を創設していくという、来年の通常国会で建築基準法を改正していくという報道があったんですけども、今、そういう事業所とか空き店舗なんかは仮設住宅に法律上できないんですか。

坂東危機管理政策課長

空き店舗等について、今、みなし仮設と言っておりますのは、いわゆる賃貸のマンションとかアパートとかそういったものになっております。今、建築基準法の詳細を手元に持ち合わせておりませんが、法改正は、居室としての基準というのが仮設住宅の場合は普通の恒久住宅の基準は満たしてない簡易のものということで、ある程度条件緩和はされているところがございますが、店舗というものは、本来、居室ではないということになりますので、その条件緩和をしていくということで進めていると理解をしております。

古川委員

こういうことも国土交通省も考えてるみたいなんで、このあたりもしっかり情報収集して、徳島県が先頭を切って対応していけるようにやっていってほしいなと思います。

達田委員

避難所のことで古川委員からかなりお話がございましたので、その部分は割愛をさせていただくんですけども、今年4月25日に、総務省から各都道府県知事、都道府県議会議長宛てに、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用についてという通知が出されております。

それでお尋ねするんですが、これは市町村がこれから指定をしていきますよという避難所で、その避難所に指定されたところの管理を指定管理者がやっていると、熊本地震の時に指定管理者と施設管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったと。ですから、多大な負担が生じる場合もあったと。だから、こういうふうにしなさいよということで災害時の市町村との役割分担については、あらかじめ協定で定めておく必要がありますよという通知が出されてるんですよ。

現在、まだ足りないにしても指定をされているというところで、指定管理者が管理をしているというところはどれぐらいあるんでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難所の指定管理制度を導入している施設について御質問を頂いております。この件につきましては熊本地震の場合、委員がおっしゃるとおりできてなかったところは混乱した、またできているところはスムーズにいったということが地方防災会議のワーキングの中でも報告をされております。県有施設につきましては指定管理制度を導入している施設が2施設あります。市町村につきましては97施設ございます。

達田委員

その指定管理者とあらかじめ協定どおり決めておくんですよということも、きちんとできているということですよ。

島田とくしまゼロ作戦課長

指定管理制度につきまして自治体が指定管理制度を導入する場合、まず協定を締結するようになると思います。その協定の中で、きちんとその部分についても明記はしていることは確認をしております。そして先日の会議の中でも、県有施設の中で牟岐少年自然の家が指定管理になっているのですが、その場合、指定管理の協定とは別にきちんと避難所運営ができるようにということで管理者である県、牟岐町、自主防災組織それと指定管理者の4者で協定を締結しております。そういった協定もお示ししながら、今後、指定管理を締結する場合につきましては、こういった協定を参考にさせていただいてスムーズな避難所運営ができるようにということを各市町村に要請をしたところでございます。

達田委員

その場合に、これらのいろいろなケースというのが出されておりますけれども、避難所の運営そのものを指定管理者が行う場合、指定管理者がありましても避難所の運営は市町村が行う場合、県有施設でありましたら県が行う場合、指定管理者が管理を行う場合といういろいろあると思うんです。それによって費用が多くなったりあるいは少なくなったりと、そういうのがあると思うんですけれども、そういう事細かいところまできちんと決められているということでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

徳島市の事例を紹介いたしますと徳島市では協定というのとはもとより、避難所運営協議会というのをそれぞれの避難所で作ってございまして、その中で詳細を決定していると報告を受けております。

達田委員

これ見まして思いましたのは、やはり大規模災害が起きて一つの避難所にたくさんの方が避難をしてきたという場合、協定をしているからといってその指定管理者だけで回っていくんだらうかという心配があるわけなんです。その時にどういう体制でこれに当たるのかという事をきちんとしておかないと大変な思いをする人がいる一方、違う施設では全然

そういうことがないと、ものすごく地域によって差が生まれてくるんじゃないかと思うんですね。

先ほど、避難所に指定をされているところの地域によってかなり被害の程度も想定が違うというようなお話もございました。そういう被害の想定に応じた人員配置とか必要になると思うんですが、今、指定管理者が管理をしているというのは管理をするのが精一杯という人数でやっておりますよね。ですから、そういう災害の場合にはどういう応援体制ができるように協定をされているのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

先ほど事例で紹介いたしました牟岐少年自然の家では、施設管理者、指定管理者だけでは運営ができないということで、4者の協定で自主防災組織も含めたかたちで協定をまいっており、自主防災組織の方々の力を借りながら避難所運営をするような内容になっております。こういった事例を参考にいたしまして避難所運営を行っていただくようお願いをしているところでございます。そして徳島市の場合、避難所運営協議会というのをそれぞれの避難所で作っておりますので、その中でこういった避難所運営ができるかっていうのは個々に検討いただいているところでございます。

達田委員

そういう準備というか、地域であらかじめのいろいろな取組もされているということで、今、先ほど県有施設に関しては2か所っておっしゃいましたね。牟岐少年自然の家の例が挙げられましたけれども、県有施設でもほかにも思い当たるところがあるんですけれども、それは指定管理者が管理をしているところの施設でいいますと、この近くだったら青少年センターでありますとか、総合福祉センターとか郷土文化会館とか、障害者交流センターとか、いろいろと浮かぶんですけれども、そういう所は指定をされていないわけなんです。

島田とくしまゼロ作戦課長

そういった施設につきまして、この度の掘り起こしにつきまして、今後、指定を予定するという施設に挙がっておりますので、きちんと協定の中で、そういった取組を行っていただくように併せて要請をお願いしているところでございます。

達田委員

現在、指定をしていない県有施設で指定管理者が管理をしている所についても、避難所として適切なところは準備していくということですね。災害は明日起こるかもわからない、今日起こるかもわからない、そういう場合に指定避難場所でない場合であっても被害を受けた方にとってみたら、県有施設であるとか市町村の施設であるとか、そういう公共施設というのはやっぱり逃げ込んでいく場所として頼りにしてるわけなんですよね。避難所として指定されていないとしても、周辺の住民から見てここが一番安全だろうと思う所に行くわけですから、事実上、避難者が集まればここは指定してませんよというようなことは言えないわけで、ここが避難所として指定をされるというか避難所運営がされている

というようなそういう例はたくさんございますよね。

ですから、そのような事態が生まれる施設では避難者の受入れの可否の判断方法とか、それから受け入れた場合の設置団体、それから施設の所在市町村と指定管理者の役割分担、あらかじめそういうことを指定されてなかったとしても明確にしておきましょうということが言われているわけなんです。

県有施設については大急ぎで指定をされるんだろうと思うのですが、まだここがふさわしいのかどうかというのはわからない市町村の施設もあるかと思います。まだ全然ない所もあるわけです。これからどうしていくのかというのが問題になってるわけなんですけど、そういう場合にやっぱり避難をしてきた方が生活の質がどんと落ちてしまって、そこで二次被害を受けて、せっかく命は助かったんだけど避難所で命を失うということが絶対にあってはいけないと思うんですよね。ですから、生活の質をきちんと確保できた上で復旧復興に向けて意欲を持てるという、生活が送れるような場所がなければならないと思うんです。ですから、そのために避難所の運営そのものをきちんと前もって準備をしておくということが大事だと思います。

それと、被災者の方にお話を伺いますと、普段、防災訓練なんかでやっていたことは、とっさの時にもなんとかできたんだけど、全然やってないことをやりましょうと急に誰かが言っても、それはなかなかできませんでしたというお話もございました。ですから、その施設を中心にして、誰が中心になってやるんだということを決めて、そして日頃の訓練というのが非常に大事だと思うんですが、その取組というのはどういう方が主体になってやっていくのか。例えば県有施設でこれから指定していきましようと言っても、ただ指定しましたというだけではなかなか動いていかないと思うんですが、それぞれどういうふうにして運営をやっていかれるのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

達田委員お話しのとおり、あらかじめ避難所として指定されていなくても住民から見て避難に適していると判断された施設については、特に公の施設になると思うのですが事実上、避難所となる施設となりますので、指定の検討を行っていただくように各市町村にもお願いをしているところでございます。

そして、そういう施設については補助的な避難所として位置付けているところでございまして、そういったものも含めまして近隣の自主防災組織等々とそれぞれ訓練を行っているところでございます。

また県の総合防災訓練の中でも避難所運営訓練も行っておりまして、県としてもそういった避難所運営の在り方についても訓練を行っているところでございます。

元木委員長

それでは午食のため休憩いたします。（12時03分）

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開をします。（13時03分）

質疑をどうぞ。

達田委員

午前中、避難所の件でお尋ねしたのは指定管理者が管理をしている所ですが、指定管理者が管理をしている県有施設で指定避難所として指定している所が2か所とお伺いしたんですが、指定管理者じゃなくて直接管理しているところで二次避難所になっているという所はほかにはないのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

県有施設で二次避難所になっている所というお話なんですが、主に県立学校が一次避難場所と避難所、両方指定されているところがございます。県立学校につきましては避難所になっているところが19校あります。

達田委員

その学校が全て一次二次避難所ということによろしいのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難場所につきましてはそれぞれの災害区域によって指定されておりますので、津波についてはその19か所が全てというわけではございません。

元木委員長

小休いたします。（13時05分）

元木委員長

再開いたします。（13時05分）

島田とくしまゼロ作戦課長

県立学校で避難所となっている所は19校、そして避難場所となっている所は24校ありまして、そのうち津波の部分で避難場所に指定されている所につきましては17校になります。

達田委員

指定されているのだけれども、体育館とかであって勉強する教室ではないということですよ。それで、その避難場所を確保していただくという事がやっぱり緊急の課題だと思います。先ほどの御答弁をお伺いいたしますと、いろいろな所に施設はあるんだけど、まだ指定ができていないという事をお伺いしましたので、まず県有施設から率先して指定をしていくと。そして、市町村に県はこういうふうに取り組んでおりますということをやっぴり見本としていただいてから言っていただくとわかるのですが、県はどうなんですかと言われたときになかなか返事ができなくなってしまうんじゃないかと、私たちもそういうことを聞かれますので、この辺はどこにあるのかと聞かれたときに、どこだったろうかと考えてしまいますので、是非、県と国それぞれ進めていただきたいと思いますと思いま

す。県の施設を早く指定するという事で取り組んでいただきたい。

島田とくしまゼロ作戦課長

指定につきましては市町村で行うべきものではございますが、市町村のほうでこの県立学校につきまして指定するという話があって調整が必要な場合につきましては私のほうで教育委員会等々と調整しながら市町村の意向に添うかたちで指定ができるように取り組んでいきたいと思っております。

達田委員

市町村と協議をする場合に、県の施設はこういう所をどうぞ使っていただいているので、是非その点よろしくお願いたします。

次に、消費者行政についてお尋ねをいたします。消費者庁が徳島県庁で仕事をされておりますが、今は1階の県民ホールの所に生徒のポスター展なども行われておまして、消費者行政にいろいろ関心を持たれているのだなという思いもするのですが、7月以降、消費者庁と県との共同の取組で、消費者行政がどのように変わってきたのかという、その取組の一端を御説明いただけたらと思っております。

東條新未来消費生活課長

消費者行政新未来創造オフィスができてからの県としての取組等についての御質問でございます。消費者庁が本県を実証フィールドとして新未来創造プロジェクトを展開しているところでございます。

全国展開を見据えたモデルプロジェクトをはじめ、基礎研究プロジェクトなど10を超えるプロジェクトが展開されているところで、これにつきましては県と消費者行政新未来創造オフィスが連携して取組を進めております。具体的なプロジェクトを申し上げますと、例えば食品ロスの削減に向けた取組、子供の事故防止、若年者向け消費者教育、倫理的消費の普及、見守りネットワークの構築、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育、中小企業を含めた消費者志向経営の推進、公益通報者保護制度、また基礎研究プロジェクトとし、例えば障がい者の消費行動及び消費者被害実態等の調査など、様々なプロジェクトが行われているところでございまして、県におきましてはそれぞれプロジェクトごとに全庁の横断組織であるタスクフォースを立ち上げるとともに専門家も加え、プロジェクトを進めているところでございます。

そのような中身につきまして様々な成果が出ているところで、例えば若年者教育につきましては、高校1年生で社会への扉という消費者庁の教材を使った授業が全高校で行われるなど、そういったプロジェクトが様々な進んでいるところでございます。

達田委員

生徒さんが消費者問題に関心を持っているんだなというのがよくわかるポスターが掲示されておまして、特に高齢者の被害がよく出ておりますよね。それから、このごろは買い物するのもスマートフォンでパパッとできるとかね。しかし、それで詐欺に引っかかっ

たりとか悪質なものが送られてくるとか、そういう事がないようにということで、やっぱり教育をされているんだなということは、よく伝わってくると思います。

一方、徳島県で国民生活センターは鳴門市及び徳島市内で研修もされてると思うのですが、消費者庁がこちらでお仕事をされてるということで、それで触発されてどんどんと研修も受けようかという機運が高まっているのかなと思うのですが、全体で研修が何回行われてそれぞれ参加者というのはどれぐらいでしょうか。

東條新未来消費生活課長

国民生活センターの本県での研修の参加者数等についての御質問でございます。本県で14回の研修が実施されることになっておりますが、現在10回、最新が12月7日の研修でございます。そちらはちょっと参加数については手元に集計がまだということで申し訳ないんですけども、9回までの状況ということで申し上げますと、これまで377名が御参加いただいています。例えば第1回目の研修につきましては定員が100名で、そのときちょっと天気が悪かったところではございますけど、定員のうち95名の方が御参加いただきました。あと2回から9回につきましては、平均で35.3名が御参加いただいているという状況になっております。

達田委員

9回で377名ですね。そしたら、この中には生徒を対象にした研修もあったと思うのですが反応はどうだったんでしょうか。子供を対象にされてますか。

東條新未来消費生活課長

こちらの研修につきましては、基本的に行政職員ですとか消費生活の相談員ですとか一般の方対象ということで、生徒を対象にした研修というのはないというところでございます。

達田委員

消費者問題のコーディネーターとかいろいろな専門家としてアドバイスができるような方、それから民生委員で高齢者の消費者問題に取り組んでいけるような方を対象にとか、それから子供たちに消費者問題に関心を持っていただくということで研修をしているというようなことも伺いましたんですけども、やっぱり幅広い方が研修に参加できるという条件が整ってきたんじゃないかなとは思いますが、この9回全部合わせて定員といえますか予定人数は何人だったんですか。

東條新未来消費生活課長

定員につきましては第1回のシンポジウム系の講義は定員が100名というところでございました。その他の講義につきましては基本的には定員72名というところで募集をしているところでございます。

達田委員

これの参加率はどれぐらいになるでしょうか。

東條新未来消費生活課長

率というかたちでは今すぐに数字は出ておりませんが、定員72名のところ35.3名という平均の参加者を頂いているというところでございます。

達田委員

以前から私ども申し上げているのですが、全面移転というのは国会議事堂がここへ来てくれるのならともかく、無理な話ではないかと申し上げてきたのですが、消費者の教育とかそういうものには力を入れていくべきではないかということで、研修そのものはどんどんと参加をしていただけるような状況にしていきたいと思うんです。ただ、鳴門市の場合は交通も不便だというようなことで言われていたんですが、何か皆さんが来やすいような対策というのはされてるのでしょうか。

東條新未来消費生活課長

鳴門市の研修につきましては研修の案内の時点で、国民生活センターのほうから様々な私どもの対策の御案内もしていただいているところでございます。例えば交通につきましては参加者の方に案内の時点から、高速道路の停留場、JRの鳴門駅そして徳島空港などから時間に合わせて送迎の無料タクシーを運行をしておりますので、そういった予約につきましての御案内なども初めの申込みの段階から御案内をしているところでございます。

達田委員

この国民生活センターの研修そのものは年間百何回かあると思うんですが、そのうちの14回が徳島県で行われるということで、主にどういう地域、県からおいでの方が多いのでしょうか。

東條新未来消費生活課長

位置付けといたしましては、関西・中国・四国地方の研修生を主な対象にというようなかたちで研修は進められているところでございまして、そういった所からの御参加が多いのかなというところではございますけれども、第9回までを私どもなりに分析しているところによりますと、徳島県ほかの34都道府県の方からの御参加もあるというかたちで集計をしているところでございます。

達田委員

いろいろなきっかけがあって県外から徳島県へ来ていただくというのは大変結構なことなので、どんどん来ていただきたいんですが、徳島県内の方もやっぱり関心を持って管理職講座とか職員講座とかいろいろなコースがございますので、それを目指して研修には参加していただけるような方策をまた頑張っていたらと思いますので、その点をお願いして終わります。

岸本委員

今日配られました資料の新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてお尋ねをいたします。まず、変更のポイント、それから方針の一部変更とはどのように変わったのか詳しく教えてください。

坂東危機管理政策課長

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイントについての御質問でございます。お手元の資料2の3、変更のポイントとございますが（1）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針の変更とこの中身につきましては、従来は国全体で5,650万人分の備蓄というのを行っておりました。この根拠としましては国民の大体25%4,770万人がり患をするということ、それから重症患者が250万人発生をするという見込みになっております。これは最大の場合ですが、その250万人の見込みの患者に対しての投薬が普通であれば、例えばタミフルでいきますと1日2回、5日間という投薬になりますけれども、重症患者につきましてはこれまで当時の医学的な知見に基づきまして倍量つまり1日4回、10日間と期間も倍という治療が効果があるということで、量を計算して備蓄というものを算定しておりました。これは季節性のインフルエンザの話になります。

新型インフルエンザですけれども、その後のいろいろなところで出ている医学的な知見に基づきますと、その倍量、倍の期間を投薬をするということが、余り効果がないということで、通常と同じでよいという変更が国のほうで正式に決定をされました。今回、それに基づきましてこの備蓄方針が、その重症患者分につきましては倍量を倍の期間投与するというものを平常に合わせたかたちで変更をするということになっております。

計画で言いますと20ページに出ておりますが（5）－5抗インフルエンザウイルス薬等についてという部分に、この最新の医学的な知見を踏まえてということで、ここについては数量は載せておりませんが今申し上げましたような内容で、通常のインフルエンザ重症患者についても通常の投薬というかたちで備蓄をそれに基づいて算定をするということで変更を行っております。

岸本委員

その国の知見の変更によって、今徳島県はどれぐらい備蓄があつて、どういうふうに変えていくのかということについて、年度もわかれば教えていただけますか。

坂東危機管理政策課長

現在、以前の基準に基づきまして県内では14万2,300人分の備蓄をしております。薬の種類としてはタミフルだけでなく、例えば最近ですとりレンザでありますとかイナビルでありますとかいろいろありますけれども、そういったものを取り混ぜて備蓄をしております。この14万2,300人分は全て備蓄済みでございますが、これに基づきまして今回の新しい基準に基づきますと11万2,600人分と少なくなります。この少なくなるものについてこれから使用期限というのがきますので、そのとき順次、更新のタイミングでこの11万2,600人分の数字に合わせていくということで考えております。

岸本委員

それともう1点、資料2、4の変更の概要（2）新型インフルエンザ等対策における実務者会議の設置に事務調整を行うとなっておりますが、どんな仕事を担ってどういう人がそれにあたるのかを説明してください。

坂東危機管理政策課長

実施体制につきましては、新たな会議体を設立するということで変更させていただきました。これは従来、この新型インフルエンザ等対策行動計画中では、対策本部というものを設置しますけれども、知事をトップとした会議体のみが計画の中で定義をされておりました。

実際には会議体というものがなくても関係部署、例えば保健福祉部、危機管理部でありますとか施設を管理するそれぞれの各部局、こういった所との連絡っていうのは当然、行っていくので、この度の計画の中にきちんと位置付けてそういう会議体の招集をしやすいということ、こちらの4の変更の概要のところにあります（2）徳島県新型インフルエンザ等対策の推進会議ということで、政策監トップの会議として設立をしております。

この会議体で従来、非公式に行っていたものにつきましても会議体として公式に協議を行って意思決定をしていくということ、より小回りが利きやすいかたちというものを取らせていただきました。こちらにつきましては、今年度11月7日に試行的にこうした会議体を運営してみてどうか、そのあと新型インフルエンザにつきましても、その会議体の計画だけでなく実際に空港で発生した場合につきまして、11月の中旬に空港と協力して、機内で新型インフルエンザ患者が発生したという想定で防護服を着て患者搬送でありますとか、11月28日にはより専門家の意見を聞いて対策をどう立てるというもう一つ下の会議の検討というのも実際に行ってみて、これらの訓練の結果というものを今後マニュアル等に生かしていきたいと考えております。

岸本委員

対策本部は危機管理対策本部と一緒にんですかね。県の対策本部は知事トップと言ってきましたけど、それが地震や津波、台風災害などの危機管理で集まってる組織と一緒になのかどうかということ、政策監トップとしたその会議体メンバーについて名前じゃなくて結構ですからどんな方だったか教えてください。

坂東危機管理政策課長

会議体のメンバーについての御質問でございます。基本的には同じになります。対策本部会議につきましては知事トップ、そして各部局の部局長が委員のメンバーというかたちになっておまして、この推進会議につきましては政策監トップで各部の主管課長がメンバーというかたちで運営をしております。

それぞれ対策本部という名前が付いておりますけれども、根拠となる法律が異なりますので新型インフルエンザにつきましても、この徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の中で定義をしてるということでございます。

岸本委員

その政策監トップの会議ですけども、主管課長は対策本部とだぶってるんじゃないんですか。対策本部は知事トップの会議、これ危機管理でいつも台風がきたりしたら各課で集まっていますけどだぶってはないんですか。

坂東危機管理政策課長

対策本部につきましては知事トップで各部の部局長になりますので、部長ということになります。推進会議につきましては各部の主管課長になりますので、だぶりはないというふうに認識しております。

岸本委員

そしたら台風災害とか地震のときに集まっている対策本部と新型インフルエンザの対策本部は違うということでもいいんですか。その対策本部と皆さんが台風がきたときに集まるメンバーは一緒ですか。

坂東危機管理政策課長

メンバーとしては同じ構成になります。法律の所管が違っていきますので別立てにこう看板を書き換えておりますけれども、中身としてはメンバーは同じということになっております。

岸本委員

今までも台風災害であったり災害のときに集まっているときに、主管課長の皆さんも来ているように思うんですが、それは来なくてよかったんですかね。部長だけが集まって会議していたんですかね。

坂東危機管理政策課長

会議体としての正式なメンバーというのは、それぞれの部局の部長ということになりますが当然、関係している所管部の課長というのは、その会議の内容というのを共有しないといけませんので会議のときには後ろに並ぶかたちになっております。会議体のメンバーとしては主管課長は、今回で言いますと本部会議ではなく推進会議の委員ということになりますので、関係しているところは会議の場には出てはまいりますけども、委員としての発言ができるかという話で言えばそれは違う扱いとなっております。

岸本委員

予防対策とかそうしたときには主管課長に来ていただいて対策をしたらいいと思うんですけど、実際に発生した場合、程度にもよるんでしょうけども例えば、パンデミックになった場合に、10年先にそういう方が集まるということを引き継ぎというか業務文書として中に入れ込むことができるのか。私なんかはその担当課のメンバーに業務として位置付けて、その人達が必ず当たるというほうが機能的と言いますか新たな会議体をつくってその

主管課長が集まるということではなくて、そこの事務補助を行うのであるなら保健福祉部と幾つかの課が一緒になるかどうかわかりませんが、そのラインに落としてメンバーは全員来て電話連絡したり、実際に起こった場合はこっちのほうが機能的だと思うんですけどいかがですか。

坂東危機管理政策課長

委員御提案のそれぞれの事務分掌に位置付けるということにつきまして、今回計画の中で今まで非公式のものであったものを位置付けまして、それぞれの事務分掌に関係の計画を全部書いていくともものすごい膨大なものになりますので、計画の中で位置付けをするとかたちで各部局の事務分掌というものは明記をしておりますので、これで対応ができると理解をしております。

岸本委員

あつてはならないんですけども、10年、20年に1回といったときに、別組織というよりはラインの組織の中に落としてそこできっちり活動をする、例えば主管課長が来てどこそこ病院に電話をかけるのかどうなのかわかりませんが、状況や情報収集についてもどちらかといえば、事務分掌の中に落としたほうがいいと思うんですがその辺はどうですかね。全員来ているんですけどもということであれば、わざわざこういう組織をつくる必要があるのか。政策監がトップといっても対策本部には政策監は入っているでしょう。それでその対策本部の中に主管課長を入れたら、どのみち今まで来てるわけですから、余り重層化させずにわかりやすい指揮系統、明瞭なほうがいいように思うんですけどいかがですか。どういう問題があるのかお伺いします。

坂東危機管理政策課長

意思決定体につきましては、それぞれのフェーズごとにその決断する内容の軽重というのも当然ございますので、今回の推進会議につきましてはこの計画の中に位置付けることで、主管課長がその部局の中で当然本部会議にも出ているというのはあるんですけども、それはその中身の決定する事項等によって使い分けをするということで整理をさせていただきます。

機動力を増すということで、その対策本部会議を開かないと何も決まらないということではなくて、その下の会議体でより機動的にいろいろな意思決定をするとかたちです。この徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の中にも、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期それから県内小康期と6段階あるんですけど、それぞれの中で行うべきことを全部決めておりますので、これの中にその意思決定体として位置付けをして様々な判断をしていくということで、それぞれのフェーズに応じてその決定すべき事項の検証に応じて書いております。

ちなみに66ページに参考資料として各部局のマニュアルというものが載っておりますので、こちらの中で対応しておるところでございます。

岸本委員

今、6段階とおっしゃいましたよね。実際どこかの国で発生したと日本にも来るかもわからないという段階から、県内でそういう事象が起こっているというその6段階について、会議が全部招集されるのか。それについて教えていただけますか。役割分担がどういうふうになっているのか。

坂東危機管理政策課長

会議体につきましては計画の9ページにございますが、県の役割というところ（2）の三つ目でございますが、新型インフルエンザ等の発生時には、県対策本部及び同本部を補佐する「徳島県新型インフルエンザ等対策推進会議」を通じということで書かせていただいております。その次に出てきております、基本的対処方針、これ国がまず示すものになりますが、これを踏まえまして県内の状況に応じて判断を行うというかたちになっております。あと、県行動計画等に基づき全庁挙げて対策を実施するということになっておりますので、その状況状況に応じて判断をしていくというふうに考えております。

岸本委員

これぐらいで終わっておきますけども、訓練をしたりそうしたときには実働部隊ということでもいいのかもわかりませんが、実際に事象が起こったときにその会議体がどんな役割をするのかその辺が不明確というふうに思いますので、そのときにはどういうふうにするのかということも細かなマニュアルにさせていただきたいなと思います。それは公共の施設ということではないんですが、新しいものができて20年たったら皆知らなかったとかいうことがないように、できる限りこの事務分掌の中に担当官にはそれは仕事であるということで入れておけば、すぐに対応できるんじゃないかなというふうに思いますので、役割を明確にそして引継ぎがこなしていけるような体制で構築させていただきたいと要望して終わります。

黒崎委員

私のほうから、資料1の未来に繋ぐ「命の水」の確保ということで水道事業のことについてお伺いしたい。水道事業は県が水道の事業をやっていませんので県内では市町村が担当、受け持ってやっているということでありまして。9月7日の徳島新聞にも水道事業を広域化していこうと大きく詳しく書いてくれてあります。来年度に構想の策定をするというようなことでありまして。人口がどんどん少なくなっていく中、耐震化もまた各市町村それぞれで100%のところもあれば、基幹の水道管で鳴門市なんか19.9%というところもあります。各市町村によって大変大きな差があるということがございます。この差というのは、水道管ですから地下に潜っているので市民が毎日見て生活しとるわけではないので、首長がどうしても目に見える所にお金をかけてしまいがちなのか、それかほかに理由があるのですかね、いろいろなことを考えてしまうんです。市町村によって大きく差があるということについて、どのようにお考えになっているのか。

山根安全衛生課長

県内市町村の上水道の基幹管路の耐震化について非常にばらつきがあるということで、

例えば北島町におきましては100%というところで、今委員おっしゃるとおり鳴門市については19.9%、その中で非常に県としても危惧しておりますのがそれぞれの市町村において水道料金の格差がございます。鳴門市におきましては、今一番安い状況で2,000円を切った状況でございます。そういう中で、それぞれ市町村がその水道料金に応じて本来はこの基幹管路等の耐震化を進めていくというところで、県といたしましてもこのあたりについて、水道料金の適正化も含めて将来的なこの耐震化を進めていくように順次、助言、指導を行っているところでございます。

黒崎委員

料金格差というのがそこにあるかもしれないということですが、災害がきて折れてしまったら、例えば病院に水を送れないとかそんなことが起こってきますんで、やはり料金で格差があるのでできないということ、ここに至ってはそうではないかもしれません。そう我々思ってしまいます。

事業的に見ましたら、平成28年度の地方公営企業の決算規模という資料がありましたのでそれから見ると、県内の公営企業の決算規模で、公営企業というのは水道であったり簡易水道、交通事業、病院、下水道、介護サービス等そういったものが全部溶け込んで決算規模で515億9,000万円という数字です。その中で水道事業と簡易水道を両方足したら180億円ぐらいあるんですよ。全体の公営企業のほぼ3分の1以上が水道の事業になるということで、この広域化すなわち合併であったりそういうことを想定させるが、これほど大きな事業を各市町村が市町村の考えでやっているというところを広域化していくということです。

市町村が一つの役所でないのでね、やっぱり市町村でも優先順位があると思うんです。その中で水道事業を広域化していくというのは、難しいところもあるなと思います。ただ、これも進めていかなければ正に命の水の確保ということでつながっていくのではないかと。それで今、県の施策の大事な部分は防災という大きな部分を占めていますので、それから考えるとこの水道事業の広域化というのは推し進めていかなければならないと考えているところでございます。

昭和32年から既にその広域化という概念があるということなんですが、それがなかなか進まないで、これ年数が書いてないんですけど次に運営基盤の強化を図るための効率化を考えた新たな広域化という言葉が出てきてます。それもなかなか進みにくいということで、多様な形態の広域連携という言葉が昭和32年からこの水道事業については、国がこういったことを言い続けているのですがなかなか難しいというところで、ここにきて積極的にということですけど新たな広域化をどんなかたちでどう県内で進めていくのか、そのところを具体的にお話をいただければと思います。

山根安全衛生課長

本県における水道事業の広域化に係る今後の方向性について御質問を頂いたところでございます。委員のおっしゃるとおり水道事業の広域化に関しましては、従来複数の水道事業者による事業統合が推進されておったところでございます。これにつきましては事業者間の水道料金格差、先ほども申し上げましたがその他財政状況の格差こういったことなど

が要因となりまして、現在徳島県も含めて事業統合はなかなか進んでない状況になっております。そういう中で国におきましては新水道ビジョンを平成25年に策定いたしまして、事業統合のみならず経営の一体化、それから管理の一体化、施設の共同化など地域の実情に沿った水道事業の広域化を示したところでございます。

そういう中、この新水道ビジョンでは水道事業の広域化につきまして、事業統合、経営の一体化、管理の一体化などの連携形態にとられることなく地域の実情を踏まえつつ資材の共同購入や災害時の連携協定、人材育成など多面的な配慮とともに広域化の枠組みから具体的な連携方策を段階的に検討いたします発展的広域化と新たな広域化の方針を推進しているところでございます。この度策定に着手しました徳島県水道ビジョンにおきましても、本県の実情それから国の方針を踏まえた中で広域化の方向性や地域的な枠組み、いわゆる広域化の枠組み、そういうもろもろにつきまして市町村と発展的に協議いたしながら、まずは国の交付金が活用が可能となります水道事業の経営の一体化、つまり同一の経営主体が複数の事業を運営する広域形態、本県の実情を鑑みると水道料金を個々に決定ができて各水道事業の独自性を有した広域化になります。このあたりをまずは目指していく必要があると考えておるところでございます。

黒崎委員

新聞記事によりますと、設備投資の費用として国のほうから3分の1を助成するというおつもりがあるということですね。例えば県内で広域化を進める中でやっぱり心配なのは、気持ちはわかるけど各市町村が財政の体力が違うので、我が町はなかなか3分の1助成してくれても半歩前へ進めないということも起こってくるかなと思うんですけど、今後この構想の策定の中に具体的なかたちとして、県としてそういったことも起こり得るということは想定されておるのでしょうか。

山根安全衛生課長

水道事業の広域化において非常に市町村それぞれ事業者間格差がございます。そういう中で我々としてもこのあたりメリット、デメリットを十分お示ししながら丁寧に協議をするとともに、実は以前にも委員会等で御説明したところであるんですけど、今年3月に水道事業の在り方研究会、これを市町村と立ち上げております。その際に、実はこのあたりを市町村等に対してアンケートを実施しております。その中でもいろんなメリット、デメリットを頂いております。そういう中で十分協議を重ねていきたいと考えております。

黒崎委員

ということは3月から在り方研究会をつくったということ、既にもうそういったお話が具体的に進んでいると考えてよろしいんですね。わかりました。やっぱり人間は目に見えなかったら後回しになってしまうんで、今使ってる水道管というのが揺れに強いのか弱いのかというと非常に弱いということで、最近は何か結節部が動くという水道管もできているということで、徳島市は一部そういうのをもうお使いになってるようなお話も聞きました。是非ともこの基幹の水道管の耐震化を進めていただきたいと思います。料金が急に上がったたり下がるということはないかもしれないが、そういったことについてこの在り方研

研究会の中で現在、料金のことについて何か意見が出ています。

山根安全衛生課長

水道料金につきましては基本的な全国の事業統合、それから経営の一体化を目指す広域化の際に非常に料金格差が課題になるということで、このあたりの課題は経営の一体化においては各水道事業者を尊重できますから、そのあたり踏まえた中で将来的にこの経営の一体化への合理化とか、このあたりの中で十分協議をしていかなければならない事項であるということで、それぞれに認識しておるところでございます。

黒崎委員

そのあたりのところしっかりと議論していただきまして、この広域化の構想をしっかりと前へ進めていただきたいと思います。体力差がありますので、かといって恐らく耐用年数を過ぎてきているような水道管をそのまま使用している市町村もあると思うんです。一日も早く前へ進めなくてはいけないと思いますので、滞りなく前に進められるように努力をしていただきたいと思います。と要望をして終わります。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第11号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております、議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時54分）